

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2020. 3. 17(火)

号外

速報 教育委員会に緊急申し入れ 現場軽視のトップダウンに抗議

さいたま市教職員組合(全教)は、13日(金)に、市教育委員会に対して電話で緊急申し入れを行いました。

(申し入れ項目は以下のとおり)

① 現場への周知徹底の仕方に問題がある

市教育委員会は「新型コロナウイルス」を巡る16日以降の対応について11日に明らかにするとしていたが、勤務時間内に現場に何の連絡もなく、18時11分からのNHKウェブニュースで発表。その後、全保護者に一斉メールを送信して、現場は混乱するという状態になった。このような民主的手続きを経ない、現場軽視のトップダウンのやり方は、これまでも度々見られたが、大いに問題である。

② 登校日の小・中学校の 違いについて説明が なされていない

首相の要請により、教育委員会の判断で突然の休校になったのは小学校も中学校も同じであり、児童・生徒が沢山の荷物を持ち帰らなければなら

③ 卒業生の保護者に向けた 教育長のメッセージについて、 教育委員会は現場任せにせず、 必要な措置を講ずること

教育委員会はQ&Aの中で写真や動画(DVD等)を配布しては行けないと言っていたのに、教育長が「卒業式の様子を保護者の皆様に少しでもご覧になっていただけませう、例えば、学校職員等が写真や動画を撮影しウェブサイト等を通じて閲覧できるようにする」など、各学校において、できる範囲で様々な工夫

④ 児童・生徒の安否確認に ついて過度の施策について は指導すること

安否確認をすることは大切だが、期間を決めて全児童・生徒の家庭訪問をする学校がある。通常の家庭訪問では、あらかじめ保護者の意向を聞きながら日程を調整するの

⑤ 未履修の授業について、 振替なしの土曜授業を 増やしたり、夏休みに 授業を行うことのないよう にすること

授業時数が標準時数を下回ったとしても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとは限らない(文科省)こと、および3月10日の文教委員会での答弁等をふまえ、未履修部分を実

⑥ 科学的根拠(医学的根拠) に基づいた基本的方針を 示し、あとは現場の判断を 尊重すること

学校は安心・安全な場所であってはならない。だが、その安心・安全は子どもたちを囲い込んで何もさせないことではなく、子どもたちの豊かな発達を保障することが重要である。

さいたま市が卒業式や修了式を行うことは、市教育委員会がそういう判断をしたことと考える。教育委員会は、専門家

家庭訪問が必要な場合もあると思うが、一律に行うことで児童・生徒を危

険にさらすようなことがないように現場を指導すること。

